

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月24日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 3 号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務主任）</p> <p>第63条 学校に事務主任を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>事務主任は、当該学校の事務職員のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u></p>	<p>（事務主任）</p> <p>第63条 学校に事務主任を置く。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。